

令和元年葛巻町議会 | 2月定例会議 会議録 (第3号)

(輝くふるさと常任委員会)

令和元年 | 2月 | 0日 (火)

午前 | 0時 開 議

【 開 会 】

【 会議録署名委員の指名 】 |

日程第1 会議録署名委員の指名

【 議案第42号～第53号審査 】

日程第2 議案第42号 令和元年度葛巻町一般会計補正予算 (第3号) |

日程第3 議案第43号 令和元年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計補正
予算 (第1号) 9

日程第4 議案第44号 令和元年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計補正予
算 (第1号) 10

日程第5 議案第45号 令和元年度葛巻町国民健康保険病院事業会計補正予算
(第2号) 11

日程第6 議案第46号 令和元年度葛巻町水道事業会計補正予算 (第1号) 12

日程第7 議案第47号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する
条例 12

日程第8 議案第48号 葛巻町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する
条例及び葛巻町家庭的保育事業等の設備及び運営に関す
る基準を定める条例の一部を改正する条例 14

日程第9 議案第49号 監査委員条例の一部を改正する条例 15

日程第10 議案第50号 町立コミュニティセンター等条例の一部を改正する条
例 15

日程第11	議案第51号	葛巻町会計年度任用職員の給与等に関する条例・・・・・・・・・・	17
日程第12	議案第52号	岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の 数の減少及び岩手県市町村総合事務組合同規約の一部変更 の協議に関し議決を求めることについて・・・・・・・・・・	20
日程第13	議案第53号	岩手県市町村総合事務組合の財産処分の協議に関し議 決を求めることについて・・・・・・・・・・	20

令和元年葛巻町議会 | 2月定例会議 会議録 (第3号) 輝くふるさと常任委員会

12月定例会議 議事日程告示年月日	令和元年11月29日(金)			
定例会議再開年月日	令和元年12月6日(金)			
会議の場所	葛巻町役場			
会議年月日	令和元年12月10日(火) 開議10時00分 散会11時03分			
委員出席状況 (凡例) ○ 出席 △ 欠席 遅早 席席刻退	委員氏名	出席の有無	委員氏名	出席の有無
			姉帯春治	○
	山崎邦廣	○	山岸はる美	○
	大平守	△	辰柳敬一	○
	柴田勇雄	○	高宮一明	○
	鈴木満	○	中崎和久	—
会議録署名委員	柴田勇雄		辰柳敬一	
会議の書記	議会事務局長	触沢 誉	議会事務局総務係長	村木晋介

地方自治法 第121条 により説明 のため出席 した者の職 ・氏名	役職名	氏名	役職名	氏名
	町長	鈴木重男	農林環境エネルギー課長	松浦利明
	副町長	觸澤義美	建設水道課長	中山優彦
	教育長	吉田信一	教育委員会事務局教育次長	石角則行
	農業委員会会長		病院事務局長	大久保栄作
	代表監査委員		農業委員会事務局長	和野康弘
	総務企画課長	山下弘司	総務企画課室長	大川原洋一
	政策秘書課長	服部隆行	政策秘書課室長	波紫徳彰
	住民会計課長	千葉隆則	総務企画課財政係長	近藤桂太
	健康福祉課長	檜木幸夫		

(開会時刻 10時00分)

輝くふるさと常任委員長 (鈴木満君)

朝のあいさつをします。おはようございます。

これから、輝くふるさと常任委員会を開会します。

ただいまの出席委員は、7名です。

定足数に達していますので、会議は成立しました。

欠席届を出されている委員は、大平守委員であります。

本日の審査日程は、あらかじめお手元に配布しているとおりです。

これから、本日の審査日程に入ります。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員は、委員長から、柴田勇雄委員及び辰柳敬一委員を指名します。

次に、議案審査に入ります。

質疑、答弁とも簡潔、明快をお願いします。また、質疑する委員は、質疑する箇所のページを示し、一問一答方式で質疑願います。

はじめに、日程第2、議案第42号、令和元年度葛巻町一般会計補正予算(第3号)を、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

山崎委員。

山崎邦廣委員

ページ数は32ページであります。歳出でございます。10款、1項、3目の高等学校振興費、13節の委託料について、お尋ねします。委託料、寄宿舍管理・調理業務2,837,000円の補正でございますが、これは増額なわけですが、増額とする実績についてであります。その実績、これは生徒数の増加によるものか、または食材の値上がりによるものか、その詳細を伺います。よろしくをお願いします。

輝くふるさと常任委員長 (鈴木満君)

教育次長。

教育委員会事務局次長 (石角則行君)

ただいまの山崎委員さんの質問に回答させていただきます。

この主だった理由は、3月の議会でも説明させていただいておりましたが、山村留学生寄宿舍の完成が1カ月ほど工事延長になったことにより、その間の臨時宿舎として、グリーンテージの客室を利用して宿泊をさせておりました。内訳としては、寮生16名が約1カ月ということで宿泊利用をしております。そのことにより、当初、寄宿舍で食事提供での業務委託を見込んでいたものが、宿泊施設を利用したの宿泊委託というふうになったために、その予定していた4月分の業務委託を変更ということをやったために、そのような増加の分が出た分と、併せて、予算編成時に予定しておりました山村留学生

より数名、3月の入試までに増えた部分がございます、その分の調整分ということで、今回、補正予算を計上させていただいたものでございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

山崎委員。

山崎邦廣委員

一部、生徒数の増加によるというものでございましたが、食材、特に野菜の場合につきましても、生産地の気温や大雨などの影響で、それが野菜の価格に影響する、これが仕入れ価格に反映をされて、原価率も上がるという場合もあるかと思えます。そのほかの食材につきましても、その食材の価格に影響を及ぼす要因もあると思えますが、そういった、今後、食材の値上がりなどがあった場合、今回は生徒数の増加の分も入っているわけですが、今後、食材の値上がりなどがあった場合につきましても、今回のように柔軟に予算の見直しを検討されるのか、その辺のお考えを伺います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

教育次長。

教育委員会事務局次長（石角則行君）

ただいまの野菜の高騰等につきましても柔軟な対応はいかがかということについて、お答えいたします。

基本的に委託料を設定する際に、できるだけ、その委託の予算内でやっていただくというのが原則でございます。しかしながら、今回の、例えば、消費税の増税により全ての品目等が上がるとか、そういった部分であれば、全体的に考えなければならないことではございますが、できるだけ、その代用の、例えば、この野菜ではなくて違う野菜を使ってとか、あとは、そういうふうな価格の準じたものを使うとか、そういうふうな工夫をしていただきながら、例えば、学校給食等でもやってございます。そのような形で、できるだけ、その質を下げないで提供できる食材を選びながらやっていただくということを原則にしながらではございますが、どうしても全国的に、また、この気候変動等で大幅な予算価格が変わった場合、仕入れ価格等が変わった場合は、そういうふうな検討も必要かということは十分に考えております。そのようなことで、今後も対応していきたいと考えております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。姉帯委員。

姉帯春治委員

10 ページの不動産売払、立木を売ったということですが、おそらく上外川の左側の奥だと思いますけれども、この面積、そして、どういう分け方で、これくらいのお

金が入ったのか、その辺の中身は分からないので教えてください。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（松浦利明君）

不動産売払収入でございますが、上外川の国有林の分でございます。分収契約に基づいての造林した分の伐採による町の収入分ということになってございます。それで、営林署で入札で一番高いところに落札して販売するという内容なのですが、4件ございます。38ヘクタール1件、22ヘクタール1件、52ヘクタール1件、それから、12ヘクタール1件ということで、合わせますと105ヘクタールを超えるくらいの面積になると思いますが、これらの収入が33,070,000円ということの収入ということになります。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

姉帯委員。

姉帯春治委員

分収林としては、私としての見方とすれば、かなり良い成績を、売ったんだと、こういうふうに考えていますし、また、その後、その場所はどうなるのか。または継続してやれるのか、やれないのか、そこをお願いします。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（松浦利明君）

ここの伐採した後どうするかということでございますけども、基本的に国有地でございますので、国有林ということで、営林署の方でやることでございますけども、現時点では新たに植えるというようなことのしっかりとした、ちゃんとした確認は取っていないところでございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

姉帯委員。

姉帯春治委員

そうすると、この3,300,000円ほどのお金はそのまま現在は残って、あとの事業はやらないということですね。全然かからないということですね。33,000,000円ほど残って、あとは、そのお金をもらって終わりだということになりますか。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（松浦利明君）

はい。植えなければ、そういうことになります。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。柴田委員。

柴田勇雄委員

22ページでございますが、児童福祉費の中で、町外施設入園児の保育業務2,129,000円ほどの補正額になってございますが、これは現在、町外どこの市町村に保育園児が入所されているのか、その内容について、お伺いをいたしたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

教育次長。

教育委員会事務局次長（石角則行君）

ただいまのご質問について、お答えいたします。

現在、町外の施設を利用している方は2名おまして、岩手町を利用して、今回の追加分の1名分も、そのような形での利用ということでの増額となっております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

分かりました。

次に、26ページお願いいたしたいと思いますが、26ページに町単として野生動物侵入防止の緊急支援事業費1,150,000円ほど予算計上となっておりますが、これ、もう少し詳しく、そして、これは今回限りのものか、また、このような部分については継続的な事業費を助成措置していくのか、その点について、お伺いをいたしたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（松浦利明君）

野生動物侵入防止緊急支援事業についてのお問い合わせでございます。これにつきましてはですね、アフリカ豚コレラ対策ということで、養豚対策の事業でございます。今年になってから豚コレラ、豚コレラというのは通常といいますか、普通の豚コレラとい

うのが岐阜県とか東海地方で流行っておりまして、関東まで野生のイノシシ、あるいは養豚場の豚の方に侵入してまいりました。それとは別にですね、今、全く別な病気なのですが、アフリカ豚コレラという病気がありまして、これは中国とか、既に朝鮮半島のあたりまで広がっているということでございます。事業とすれば、アフリカ豚コレラ対策ということになりますけども、日本で広がっている豚コレラの対策も合わせての対策ということになりまして、養豚経営体、今、葛巻に2カ所、2件の農家さんがあるわけですけども、この農家さんの豚舎の周りに柵を設置するという事業でございます。国が2分の1、それから、県が4分の1、それから、町が4分の1を負担すると、町の4分の1、今回の事業で負担した場合には、交付税での措置があるという中身でございます。実質的な負担がほとんど少ないということでの今回の事業ということで、今回、養豚農家2件に防護柵を設置しますと、今年度で事業は終わるということになります。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

はい。中身については、よく分かりました。そうしますと、今のお話ですと、町も4分の1というふうな形になりますと、国県補助もありますよというふうなお話でしたけれども、それでも町単というふうな形になるんですか。ちょっと、その辺のところ、この説明とは若干違うような感じでしたので、お伺いいたしたいと思いますが、それから、また、豚コレラ対策にもなりますというふうなお話でしたけども、現在、野生のイノシシが北上しているというふうに伺っておりますが、葛巻でも、こういったような野生のイノシシの生息状況等はどのような町で状況を捉えているのか、お知らせをいただきたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（松浦利明君）

この当該事業のですね、事業主体につきましては、岩手県ASF、アフリカ豚コレラをASFと全国、法令から全て名称を変更するというところでございますので、アフリカASF侵入防止協議会が事業実施主体になるということで、国、県、町のお金は、この協議会に対する補助ということになりまして、国、県のお金につきましては市町村を経由しないということになっているものでございます。

それから、野生のイノシシの目撃情報でございますが、葛巻におきましても、ここ数年、目撃情報が寄せられているところがございます。足跡を見たとか、被害が出ているとか、そういう目撃情報が寄せられているところがございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

この件については、分かりました。

次に、31 ページでございますが、今回、消防費で備品購入ということで 5,016,000 円ほどの自動体外除細動器ですね、20 台購入というふうな形になっておりますが、これ、もう少し詳しく事業内容について、お知らせをいただきたいと思っております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

総務企画課長。

総務企画課長（山下弘司君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

今回の自動体外式除細動器、AEDの交換の事業になるわけですが、現在、屯所に整備されています20台のAEDを更新する形になってございまして、平成2年、3年に導入されたAEDでございまして、今回、補助事業等の関係の確定した関係もございまして、20台を併せて更新させていただくものでございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

前にあったものを更新するための予算措置というふうな理解でよろしいですね。はい、分かりました。

次に、34 ページでございますが、災害復旧費でございますが、道路河川災害の復旧事業費、たぶん上外川のものと思っておりますけども、現在、このように予算計上いたしますと、この事業については繰越事業になるような感じがしますが、その点いかがでしょうか。また、この工事にあたっては、この箇所数等は何カ所くらいになっているのか、お聞きいたしたいと思っております。また、この中で1,300,000円ほど単独事業が入っているようですが、財源内訳を見ますと、一般財源は全然出てこないわけですが、この辺の整合性はどのように見ればよろしいでしょうか。お知らせください。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

建設水道課長。

建設水道課長（中山優彦君）

ただいまの質問にお答えをいたします。

質問は3点というふうに受け止めております。予算は繰り越しになるか、それから、箇所数は何カ所になるか、それから、単独事業の内容というふうに受け止めております

けれども、まず、繰越事業についてでございますけれども、今月半ばに査定が予定されております。査定が無事終われば今度は実施設計というふうになってくるわけでございますけれども、早ければ1月の下旬とか2月の発注に持っていけるのかなというふうに考えております。となりますと、工事の内容からして、金額的には、そのように1カ所当たりの金額は大きくはないわけですが、工期設定の点でどうしても繰越事業として扱わなければならないのかなというふうに考えているものです。

箇所数ですけれども河川災害が2カ所、それから、道路災害が3カ所というふうになっておりますが、上外川線につきましては河川災害が1カ所、それから、道路災害が3カ所の計4カ所でございます。河川災害のもう1カ所は、田部の馬場地区に水田の畔といいますが、畦畔が崩壊した箇所がありますが、その1カ所を加えて全体で5カ所という内容でございます。

それから、単独事業を1,300,000円ほど計上しているんですけども、これにつきましても、公共土木施設災害復旧の方に申請を考えたのですが、採択基準といいますが、台風の影響で崩れたものには間違いはないというふうには確認はしておりますけれども、どうしても今回の査定というのが30,000,000円以下は全て机上査定ということで、写真での審査になりますので、被災の痕跡が少し証明するのに難しいということで、これは単独費で修繕を図りたいと、復旧を図りたいというものでございます。財源についてでございますけれども、災害復旧事業債を充当するというふうなことでございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

これから発注して1月というふうなお話もありましたけれども、ちょうど厳しいですよ、あの路線での工事。やはり良い事業をするためには、私は無理することなく、入札は入札としまして、繰越事業とか、そういうふうな方法の方がずっと良い後々の対応ができるのではないのかなと思いますが、もう一度、その点について、お伺いをいたしたいと思っております。

それから、また、単独事業で一般財源が見当たらないなというふうなことなんでございますが、今の説明ではちょっと物足りないなというふうに思っています。通常、単独事業が出てまいりますと、補助事業以外の部分については一般財源が普通は計上になってくるのではないのかなという疑問がありましたので、もう一度、それを詳しく教えてください。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

建設水道課長。

建設水道課長（中山優彦君）

繰越事業について、回答させていただきます。柴田委員おっしゃるとおり、品質の確

保の点から雪解けを待っての工事、発注は2月、3月になるかもしれませんが、雪解けを待って時期のいいときに、この工事を実施したいというふうに考えております。財源につきましては、少しお待ちください。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

総務企画課長。

総務企画課長（山下弘司君）

お答えいたします。

今回の事業の中に単独の復旧事業が入っているわけですが、公共土木の起債の場合は100パーセントの充当の起債になりますので、今回は一般財源はみていないという形になるものでございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

台風19号の被害によるもので、上外川地区と馬場地区の分と2カ所ですよね。まず、良い事業にして早く災害復旧、そのように願っております。ちょっと単独事業の一般財源との関わりは不明なところがありますが、まず、事業を最優先してやっていただきたいと、このように思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから、議案第42号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第42号、令和元年度葛巻町一般会計補正予算（第3号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、議案第42号、令和元年度葛巻町一般会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第3、議案第43号、令和元年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）を、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

柴田委員。

柴田勇雄委員

6ページですが、繰越金28,975,000円ほどの今回の補正額になっておりまして、この繰越金のほとんどが、たぶん予備費の方に充当になっているような感じがいたしますが、今年度の国保会計の収支見通しは、どのような見通しになるのか、お聞きいたしたいと思いますし、また、これまでの財政調整基金ですが、国保のですね、この積み立てと予備費、このような部分については、どのような関連性があるのか、お尋ねをいたしたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

住民会計課長。

住民会計課長（千葉隆則君）

今年度の収支見通しにつきましては、概ね30年度と同様の状況と考えております。

また、財政調整基金につきましては、昨年度、積み立てをさせていただいておりますので、概ね所要額を積み立てたということで、今年度に関しましては積み立ては行わなくても、まず、なんとか大丈夫なような状況ではないかというふうに考えているところでございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

財政、今年度の収支見通しは前年度並みというふうなことで、理解でよろしいですか。

それから、また、財政調整基金、例えば、現在額はこのくらいで、予備費、今回このようにとっているわけですが、予備費ですから、まだ、これからインフルエンザとか、そういうふうなもの等が流行ってまいりますと、たぶん、これが使うかどうか分からないのですが、例えば、この財政調整基金に積み立ては考えていないというふうな話でしたけれども、こういったような部分は予備費で充当させても、例えば、翌年度にそれを繰り越しますと、こういったような財政調整基金との関わりが出てくるのではないのかなという、私の視点は、そのように思っておりますが、その辺のところの見通しはどうですかということ、もう一度、お聞かせいただきたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

住民会計課長。

住民会計課長（千葉隆則君）

正しく柴田委員のおっしゃるとおり、なかなか医療費、医療給付費等の関係は見通しが非常に難しいということもございます。先ほどご発言のとおり、インフルエンザ、または、それ以外にも様々、今、重症化予防等で様々な取り組みを行っておりますが、そういった不測の事態といいますか、いわゆる医療費の高額な案件等が出てまいりますと、当然そういったものの対応もしなければならぬということもございますので、そういった際には予備費等で対応させていただくということになるものでございます。したがって、予備費等を活用させていただきながらの範囲内で当面は大丈夫なのではないかなという見通しをさせていただいておるものでございまして、昨年度、基金につきましても積み立てをさせていただいたということもございますので、その辺の観点から、予備費等の対応で大丈夫ではないかということ考えているところでございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから、議案第43号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第43号、令和元年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、議案第43号、令和元年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第4、議案第44号、令和元年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）を、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから、議案第44号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第44号、令和元年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、議案第44号、令和元年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第5、議案第45号、令和元年度葛巻町国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）を、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

姉帯委員。

姉帯春治委員

まず、補正に対してのことと関連しますので伺います。今の医師でそのまま継続していくようになっていくのか、私も葛巻病院を使っていますので、その辺を確認したいなと思っています。それと、私もたまたま病院に入るわけですが、患者さん方から聞くところによりますと、今の先生方は一番良くなってきたというような意見がいっぱいありますので、その点をひとつ、関連ですので、お願いします。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

病院事務局長。

病院事務局長（大久保栄作君）

ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

今の医師の体制で継続していくのかというご質問でございますが、現段階では現状の体制で継続していきたいなど、事務の方では考えているところでございます。以上でございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから、議案第45号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第45号、令和元年度葛巻町国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、議案第45号、令和元年度葛巻町国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第6、議案第46号、令和元年度葛巻町水道事業会計補正予算（第1号）を、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから、議案第46号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第46号、令和元年度葛巻町水道事業会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、議案第46号、令和元年度葛巻町水道事業会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第7、議案第47号、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

柴田委員。

柴田勇雄委員

今回の給与改定の部分でございますが、給料0.1パーセントの改定率となっております。それから、また、職員手当では、勤勉手当の0.05カ月分支給率が上がっているというふうな内容のようでございますが、今回の一般職の給与改定で全会計を通じて給料と、それから、職員手当の所要額はどの程度になるのか、お知らせをいただきたいと思っております。これが1点目です。

それから、一般行政職、6級制を条例の中ではとっておりますが、その適用職員が1人もいないような数値になっておりますが、これは、今後6級制が出てくるのか、ある

いは、たまたまいなかったのか、どのような形での6級制をとっているのか、お伺いをいたしたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

政策秘書課長。

政策秘書課長（服部隆行君）

ただいまのご質問にお答えを申し上げます。

今般の人事院勧告に基づきまして、委員おっしゃったとおり、給料月額で0.1パーセント、手当で0.05引き上げとなっております。その額ということですが、まずは給料月額0.1パーセントの影響額ですが、こちらについては総額で800,000円あまりとなっております。1人当たり直しますと、年額で約15,000円のアップとなっております。1カ月当たり大体1,200円くらいのアップの額となっております。それから、勤勉手当0.05カ月の影響額としましては、総額で2,500,000円あまり、1人当たり平均で大体19,000円くらいのアップとなっております。給料月額、手当、合算した額が大体3,400,000円ほどとなっておりますので、これを1人当たり直しますと、年間で約25,000円程度のアップというふうな状況でございます。

それから、もう1点目の6級制度でございますが、委員おっしゃるとおり、現在は該当する職員はございません。当面については6級に該当する職員はないというふうな見込みでございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

全会計を通じての給料、職員手当、勤勉手当については、分かりました。

あと、6級制ですが、今後もこのような形で出てこないのか。また、出てくる可能性があるのか、その点についてお尋ねをいたします。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

お答え申し上げます。

これまで6級制、これにつきましては国からの派遣職員の給与等々の関係から、この6級制を設けながら、これまで適用してきた経緯がありますが、今後におきましても、やはり県、あるいは国等との交流等々も進めていきながら、そういう人材を派遣していただきながら、町全体としての、そういう交流できるような環境といいますか、そういったふうなこと等も今後も考えておりますので、この適用というのは現段階はございま

せんが、今後、活用することになると、このように思っております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

現状は今の説明で分かりました。国県の職員が来た際というふうなことなんですが、例えば、生え抜きの職員の場合での6級の格付、こういったような部分、非常に職員にとっては、この6級制、最高峰の級なわけです。生え抜きの6級制も、やはり、この適用が必要ではないのかなと思われそうですが、その点について、お伺いをいたしたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

現在の全体的な給料表等を再度、業務に併せて確認もしながら、その検討もしてまいりたいと、このように思っております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから、議案第47号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第47号、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、議案第47号、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第8、議案第48号、葛巻町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例及び葛巻町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから、議案第48号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第48号、葛巻町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例及び葛巻町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第48号、葛巻町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例及び葛巻町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第9、議案第49号、監査委員条例の一部を改正する条例を、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから、議案第49号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第49号、監査委員条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第49号、監査委員条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第10、議案第50号、町立コミュニティセンター等条例の一部を改正する条例を、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

柴田委員。

柴田勇雄委員

今回の条例改正、山岸自治会館の新たな施設がここに加わってくるようでございます。山岸自治会館の建設につきましては、常任委員会でも、この敷地を更地の際に視察をさせていただいたところでございます。現在、もう既に山岸自治会館が完成しているのか、まだ建設途中になっているのか、その進捗状況等について、お伺いをいたしたいと思っております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

総務企画課長。

総務企画課長（山下弘司君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

山岸自治会館の建設につきましては、8月から工事を進めてございまして、完成が2月28日の予定で、まだ完成にはなっていないのですが、そういうことで、現在、工事を進めている状況でございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

その件については、分かりました。

あと、今、建設中というようなことなんですが、この建築面積とかですね、そういったような建築内容については、どのような形になっているのか、主な施設内容についてご説明をお願いいたしたいと思っております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

総務企画課長。

総務企画課長（山下弘司君）

お答えいたします。

まず、建物の大きさですが、建築面積が140.77平方メートルでございまして、その施設の内容ですが、ホールがございまして、ここが77平米ほどの大きさで、それに7畳の和室、それと、あと、台所、トイレ、それと、浴室等が整備される形の施設になっております。それから、このほかに非常時に対応した太陽光の発電、3キロワットほどの発電の設備も整備される形になっていまして、2日間ほど停電しても、それに耐えられるような、そういった蓄電池も配備される形の施設になってございます。それから、特徴としては町産材の木材を使うような温かみのある施設での建設を進めているとこ

ろでございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

大体分かりました。あと、駐車場等の整備はどのような形になるのか。駐車場もアスファルトの舗装にするような想定になっているのか、お伺いをいたしたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

総務企画課長。

総務企画課長（山下弘司君）

お答えいたします。

敷地のところに駐車場の整備を予定してまして、そのところはアスファルト舗装までする予定でございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから、議案第50号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第50号、町立コミュニティセンター等条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、議案第50号、町立コミュニティセンター等条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第11、議案第51号、葛巻町会計年度任用職員の給与等に関する条例を、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

柴田委員。

柴田勇雄委員

この会計年度任用職員という条例が新たに、このように出てきたわけでございます。この制度は全国的な制度であると、そのように認識しておりますが、当町の場合、現在、非常勤の専門職員とか、あるいは期限付きの臨時職員、こういったような方々も新年度からは会計年度任用職員に移行するような形になっておりますが、現に、このように期限付き臨時職員とか非常勤の専門職員の働いている方々も、この制度に移行するわけですが、現に、継続のような形もあり得るのかなというふうな視点でございますが、そういったような方々の公募とか任用ですね、そういったような部分はどのような形になるのか、この移行にあたって、そういったような点は特に重要なものではないのかなと思うのですが、その継続される方の任用方法、そういったような部分はどのような形になるのか、お尋ねをいたしたいと思っております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

総務企画課長。

総務企画課長（山下弘司君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

募集の方法等の関係にもなってくるわけですが、募集につきましては広く募集をする形にしてございまして、当然、現在働いている方々も応募できるようなこととなります。そういう形での募集をさせていただく予定でございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

それからですね、フルタイムで働く任用職員の方があるようでございますが、最高12カ月までというふうな中身のようなのですが、例えば、その中でも6カ月更新できるというふうなことです。全体では12カ月以内というような形のようなのですが、フルタイムの職員で6カ月を超える場合には期末手当等が支給されるような中身の変更なわけでございますが、人数的にはどのようなフルタイム職員が、この制度に採用、任用されるのか、その見通しについて、お伺いをいたしたいと思っております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

総務企画課長。

総務企画課長（山下弘司君）

今回の会計年度任用職員制度におきましては、常勤職員と同じような勤務時間で勤務するフルタイムの職員と、それから、あと、それより短い場合はパートタイムの職員というふうな形での雇用形態になってまいります。それで、今回のこの制度に移行するに

あたって、現在どれだけの人数の職員を雇用するかというような形での各課のヒアリング等もしながら、その雇用人数を決定していく形になってございますので、その人数等は、まだ、これからの調整になるところでございます。それから、あと、雇用にあたっての考え方の部分で、現在、いろいろ調べている中で、全国的にもフルタイムでの雇用という形態はあまりない形で、全国でも約8割近くがパートタイムでの雇用という形態をとるような形になっているようでございます。それから、あと、隣接の町村においても、そういう傾向になっているということもございますので、当町でも、そういったことを参考にしながら、採用の人数等も併せて決定していきたいというようなことで考えているものでございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

そうしますと、この任用職員でもフルタイムとパートタイム職員、両方の形になりますよというようなことは、この中で書いているわけなんですけど、そうしますと、大体パートの職員の方8割程度というふうなことで、パートの方が多いいですね。そうしますと、フルタイムの方は2割というふうな形になるわけですが、そうしますと、いわゆる手当の支給等についても本当に少ない人数になるのではないのかなと想定されますが、そのような認識でよろしいですか。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

総務企画課長。

総務企画課長（山下弘司君）

お答えいたします。

期末手当等の支給につきましては、パートタイムでも6カ月以上の雇用になれば支給対象になってくる形になります。それから、あと、8割というのは、全国的に雇用形態を見たときに8割ということで、町としては今からの調整になりますので、そこは、ちょっと、どういう形になるかは、これからの調整となるものでございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから、議案第51号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第51号、葛巻町会計年度任用職員の給与等に関する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第51号、葛巻町会計年度任用職員の給与等に関する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第12、議案第52号、岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについてを、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから、議案第52号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第52号、岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについては、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第52号、岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

次に、日程第13、議案第53号、岩手県市町村総合事務組合の財産処分協議に関し議決を求めることについてを、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから、議案第53号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第53号、岩手県市町村総合事務組合の財産処分の協議に関し議決を求めることについては、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第53号、岩手県市町村総合事務組合の財産処分の協議に関し議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の審査日程はすべて終了し、本委員会に付託された事件は、全部終了しました。

これで、本日の会議を閉じます。

輝くふるさと常任委員会を閉会します。

ご苦勞様でございました。

(閉会時刻 11時03分)